

をききと議題に使います。訓読を省略したばかりに
理事者から提案理由の説明を求めます。

（収入役秋山誠一君登壇）

一収入役（秋山誠一君）

ご指名によりまして国民健康保険料

別会計歳入歳出決算についてご説明申しあげます。
歳入の決算額は五千九百三十三万八千四百三十八円、歳
出の決算額は五千七百三十九万五千九百九十九円、歳入歳
出差引き残金が一百万三千八百三十三円でございます。
す。款項を順に追ってご説明申しあげます。まず
保険料であります。二千五百五十一万一千三百六十二円
の収入にたつております。収入未済額は十六万七千
七十五円。これは滞納にたつた額でございます。予算に
比較したりました場合、百七万二千円ほど多く収入に

たつております。つきの使用料、手数料
はございません。国庫支本金におきまして三千二百八

十四万六千四百三十二円の収入にたつております。国

庫負担金というのは国保の建て前上、国が当然

負担するという決めのつたものでございます。補助

金は助産費等給付改善の補助ということに入って

きております。都支本金でございますが、三百二十万

三千三百一十一円の収入にたつております。これは各種の補

助金でございます。つきに繰入金三百万円はござい

ません。これは一般会計から繰入る予定でありますし

たところ、年度末になりましたら国保会計におきまして

二百万円以上繰越せるといふこととでございます。そう

いう見通しをたてましたので、結論的には一般会計から

繰入のなかったということになります。繰越金は前年度からの繰越で、これは百五十一万三千三百八十六円諸収入といたしまして二十六万九千九百十七円の収入とっておりますが、これはお医者さんから医療請求書が来された場合、疑問な点について再審査に付しました結果、都から取り過ぎたから返還すべきであるということから、町に返された金額でございます。以上の歳入が五千九百三十三万八千四百三十八円とっております。つぎに歳出について申しあげます。総務費にありて三百五十五万三千五百九十七円です。総務管理費というのは人件費とか事務費、あるいは運営委員会の費用でございます。徴収費は徴収のための費用で婦人会に徴収を委託しておるための報酬入のなかったということになります。繰越金は前

償金等でございます。保険給付費においては総額五千三百五十四万三千百三十九円とっております。療養諸費というのは医者に医療費として支払った金、あるいは審査に出した場合の審査手数料等でございます。助産費は百八十二件支払っております。又葬祭費が五十二件でございます。つぎに保健施設費として十万六千四百円とっておりますが、これは健康診断とか、健康家庭の表彰等でございます。公債費は支払いがなく、諸支本金として六千四百六十三円の支出となっておりますが、これは保険料の過剰による還付金でございます。予備費の支払はございません。総計五千七百三十九万五千九百九十九円の支出でございます。以上で国保会計の決算の説明

明を認らせていたまします。

一議長(中西虎蔵君) このより質疑を行ひます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) このより質疑を結ばれます。

おはかりいたします。議案第七号は厚生委員会に付託し詳細な審議を願ふことにいたしましたと思ひます。このへに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) 此異議なしと認めます。よつてさよう決定いたしました。なお本委員会の審査報告は本会期中にお願ひいたします。

一議長(中西虎蔵君) 日程第十七昭和四十年年度福生町公益復

屋特別会計歳入歳出決算決定について議案第七号

を議題に供します。朗読を省略してごうに理事者から提案理由の説明を求めます。

(収入役秋山誠一君登壇)

一収入役(秋山誠一君) 続きました公益復屋会計の決算についてご説明を申し上げます。歳入の決算額は四百

六十九万九千四百二十二円、歳出の決算額は四百五十七万

五千四百四円、差引き剰金として二十三万八千六百三十八円、

この明正年、四十一年度に繰越された金額でございます。

歳入についてご説明申し上げます。事業収入といたしま

して百三十三万二千四百四十七円の収入にわたっております。

(十六番若田博君入場)

午後二時三十七分、

これは貸付金の利子と、償還金を処分いたしましたもの

でございます。

貸付金の利子は八十四万八千四百四十七円

でありまして、復流金の処分金は三十八万三千円あつた
わけでありまして、つぎに繰入金でありますが、三百回
十三万九千九百三十七円となつております。これは他会計
からの繰入金で、一般会計から五十万円、また運転資金
これは三百万円をわつていたのです。これを引継ぎまし
たので、二百九十二万九千九百三十七円でございます。繰越金
が三万七千七百五十八円、諸収入はございまして、歳入
合計が四百六十九万九千四百三十二円となつておるわけであ
ります。つぎに歳入に納りまして、総務管理費に
おきまして四百四十三万二千九百十四円の支出となつており
ます。これは一般会計から多少繰入れて、復屋基金と
三百万円にするという建前をとつておりましたので、
引継ぎした金額と、一般会計から五十万円を入れます

したので、その中から三百万円を復屋の運転資金として基
金と出しております。それから歳入にありまして、復流
金の処分関係でございますが、元金を基金にもとれて
あります。これは三十五万六千五百五十円でございます。
公債費といつて、三十三万七千六百円、これは東京都
から借入れをいたしております。関係の元利償還がござ
います。予備費の支出はございまして、歳入合計が
四百五十七万五千四百円でありまして、歳入歳入差引き
十二万八千六百三十八円の繰越となつてわけでありまして、
以上甚だ簡單でございますが、昭和四十年年度の公益復屋
特別会計の決算について説明申し上げる次第でござ
います。

議長(中西虎蔵君) このより復疑を行います。

「異議なしと呼ぶ者あり」

一議長(中西虎蔵君) このにて質疑を終結いたしました。
おはかりいたします。議案第七番は厚生委員会に
付託し詳細な審議を願うことといたしましたと思ひます
かこいへば異議ありませんか。

「異議なしと呼ぶ者あり」

一議長(中西虎蔵君) ぶ異議なしと認めよつてさう決定いた
しました。なお委員会の審査報告は本会期中にお
願ひいたします。

一議長(中西虎蔵君) 日程第十八昭和四十年年度福生町と畜場
特別会計歳入歳出決算決定について議案第七番
を議題に供します。朗読を省略し、ただちに理事
者から提案理由の説明を求めます。

「収入役秘山誠一君登壇」

一収入役(秘山誠一君) と、場特別会計の歳入歳出決算について
の説明申しあげます。四十年年度と場特別会計の歳入合

計は二千五百九万四千三百三十四円、歳入が三千四百五十六万
九千四百円、歳入歳出差引き残金四百六十六万三千三百三
十九円、この四十年年度に繰越された金額でございます。
決算内容について申しあげます。事業収入といたし

まして二千四百九十一万四千五百三十四円と成つておりまし
て、不収欠損額として十三万九千六百三十五円、この
は古い関係の滞収が残つていたわけですが、なかなか徴
収不可能というところから欠損処分をいたしましたわけであ
ります。収入未済額で使用料の分が六万七千四百
十円、検査手数料関係が一萬三千四百四十四円、このほか

溝に相当する金額でございます。建て前から申し
ますと、こうしたものを前納していただいたと
殺してやるということになるのです。とちうのと
場におきましても、後払いという習慣が残っており
して、ほかにも思うようないいところからさう
して未清額をおたのげで、やはり懸命に係り、から催
使させられて、ここまですづつけたわけでございます。
予算との関係におきましては三百六十万円ほと
く収入にわたっております。つぎに繰越金の関係につ
いて、十六万七千九百十円、これは前年度から繰越さ
れたものでござります。雑入といつて一萬一千
五百九十円でございます。これは不用品の売却の
その他の収入でございます。歳入合計といつて

二千五百九万四千三十三円ということになっております。
ここで収入と関連いたしまして、四十年度にわたつて
と殺されたかという点について申しあげます。と
合計で四万七千七百五十三頭で、この内訳を申し
ますと、牛が七百八十六頭、馬が四頭、仔牛が千二
百二十二頭、豚が四万四千六百三十一頭、山羊五千七頭
、山羊五千三頭とになっております。又使用料について
は牛馬が一頭千五百円、仔牛と豚については四百二十円
、山羊と山羊については百円の使用料をとつてあるの
けでございます。つぎに歳入に移りまして、
費におきまして千四百七十三万五千四百九十四円の支
出となっております。これは人件費、需用費等の
一般的費用と、検査手数料が入つております。それ

から公債費でふぶりまうが、百六十九万五千三百円
 これは起債の元利償還とした金額でふぶります。繰
 入金として四百万円、一般会計で申しあげましたか
 と、場会計から一般会計に四百万円を入れたわけがふぶ
 ります。予備費の支出はふぶりませんで、支出の総額
 が二千四百三十一万九千四百円となっております。差引
 きいたしまして四百六十六万三千三百三十九円、これ
 が四十一年度に繰越した金額でふぶります。一般会
 計に四百万円を出しまして、ほかの繰越金として
 四百六十六万円の残ったことからして一年に八百六
 十六万円ほどの利益があったということになるわけで
 あります。四十一年度におきましては浄化装置と
 いう関係がありました繰入のものがなくなっておりますが、

四十一年度におきましては申し分のない成績のように伺
 います。これはやはり使用料の値上げになったと
 いう関係もあります。その以上に利益の分が別か
 ったということになっております。以上の場会計
 における歳入歳出の決算でふぶります。よろしく
 審議をいただきます。ご決定あらんことをお願い
 い申しあげまして説明を終わらせていただきます。

一議長（中西虎蔵君） このより質疑を行います。

（異議なしと呼称者あり）

一議長（中西虎蔵君） このにて質疑を終わります。

おはかりいたします。議案第七面号は建設委員

会に付託し詳細な審議を願うことにいたしましたと思

います。このに異議ありませんか。

これは歳出にも出てあるのです。三十九年度まで承
託された事業について、公社で立替えた分を支払っても
ないという関係が本で参りまして、所にあきまし
ても金額が大きいので簡単に支払うことができない
ということから、その分は武蔵野台の保留地を処分す
るということと一つの条件として公社の方でその程度
の金を先に払ってもらいたいという、いわゆる平級金
制度とし、五千八百三十一万四千九百三十八円、これは
支払い額と同じ金額の千円が、これを公社から受入
てあります。その合計が地元負担金として出て
参りました。億六千三百三十二万四千九百三十八円を
ごりまです。つぎに繰入金五百万円、これは一般会
計から繰入れたものでござります。繰越金が八百五十



七万六千四百四十円、これは前年度から繰越された金額で
ござります。諸収入はござりませんで歳入の合計が一億



七千五百七十九万九千八百八十二円となつたわけでござります。
歳出について申しあげます。総務費において百九十
六万三千七百七十二円の支出で、これは人件費、その他
事務的な費用でござります。事業費の総額が一億四
千九百三十一万九千三百三十四円の支出で加美平の事業費と
武蔵台の事業費に別れており、これは両方とも審議会
の費用、それから補償料等の支払われているわけで
ござります。先ほど申しあげました関連によりまし
てさらに大きな金額の支出をしておるわけでござい
ます。加美平の関係について申しあげますと、これ
も三十九年度までの事業の承託執行に対して公社で立

替えた金額

この事業委託金として七千五百六十二万三

千五百七十四

公社の金を借りて支払いに充てられて

した関係の利息分があり、東京都から若干の利子補給

がございまして、足りない分を町の負担するわけですが

その金額が四百四十三万四千三百八十四、この加美平の事

業費の中に支払いとなつておられるのでござります。

武蔵野台も同様で、事業委託金と未払金を一箇にし

た金額でござります。五千九百三十九万一千四百五十八

の支出になつております。加美平、武蔵野台ともこの

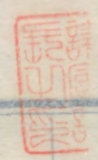
した大きな支出を合入しておりますのでこのような金

額となつておられるのでござります。予備費の支出は

ございせん。合計一億五千百三十三万四千六百八十

五の支出でござります。歳入歳出差引でございます。

福生町議会



二千三百七十四万三千三百九十七円という外額の金で翌年

度に繰越されたということになつております。監査委

員の意見の中にも繰越額の外ということが指摘されて

ております。これは多くなるはずで、先に申しました

収入とたたいし申しあげました支出、公社との出入関係

を総合的にみますと、収入の方が二千七百七十五万三

五百六十五円という額が公社から入つてきていますと

いう関係がありますので繰越額が外額になつてあり、

そういう点でござり承願いたして思ひます。以上の四十年

度の都市計画の五年度整理事業特別会計の決算が決定

の決定がござりますのでよろしくご審議いたいただきまして

決定あらんことをお願ひ申しあげまして説明を終

らせていただきます。